

6月は 近畿2府4県

路上軽油採取

調査強化月間



**燃料の見本品採取調査に
ご協力をお願いします。**

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であり、
環境汚染の原因にもなる悪質な行為です。

近畿2府4県では、不正軽油を追放するため、6月の環境月間に共同して、

「近畿2府4県路上軽油採取調査強化月間」

を実施しています。

自動車の燃料として灯油やA重油を使用した場合には、軽油引取税の課税対象となります。

滋賀県 不正軽油対策協議会
京都府 不正軽油対策協議会
大阪府 不正軽油防止対策協議会
兵庫県 不正軽油対策協議会
奈良県 不正軽油対策協議会
和歌山県 不正軽油追放対策協議会



不正軽油断固拒否!!



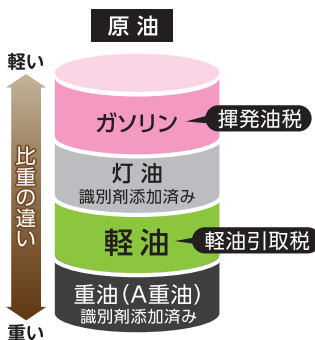
不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは…主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。

なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に 原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を 運搬・保管・購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の12)



不正軽油の製造に関与した人も
納税義務を負う場合があります。

(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。 ●廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。 ●不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。